

「愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更の概要

1 経緯

国は、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特別措置法」という。）を制定し、この法律に基づき国が策定したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）において、拠点的広域処理施設を全国で5か所整備しPCB廃棄物の処理が進められてきた。

本県においても、PCB特別措置法第7条に基づき、平成16年12月に愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県処理計画」という。）を策定し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）豊田PCB処理事業所において、県内PCB廃棄物の計画的な処理を進めてきた。

しかしながら、当初予定していた平成28年7月までの当該処理に係る事業の完了が困難となったため、国は、平成24年12月にPCB廃棄物の処理期限を定める政令を改正して、PCB廃棄物の処理期限を平成39年3月とすることとし、平成26年6月に基本計画を変更し、全国の5か所の処理施設の能力を相互活用することとした。

今回、国の基本計画の変更に伴い、基本計画に即して県処理計画の変更をする。

2 主な変更の内容

(1) 計画期間の変更

「平成28年7月まで」を、「平成39年3月まで」に変更する。

(2) PCB廃棄物の処分先及び処分期間の設定

これまで処分先の決まっていなかった安定器等・汚染物、微量のPCBを含む電気機器等の処分先を、PCB廃棄物の種類ごとに定める。

また、変更後の国の基本計画では、JESCOの各事業所における計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設定したことから、新たに県処理計画にPCB廃棄物の種類ごとの処分期間を設定する。

(3) PCB廃棄物の処理の推進

国等と連携・協力して、PCB特別措置法で定められた保管状況の届出がされていない未処理のPCB廃棄物について、保管の実態を調査し、事業者に対し届出及び処分期間内の処理等必要な指導を行うとともに、PCB使用製品を使用中の事業者に対して調査し、処分期間内に処理するよう指導する。

3 変更のポイント（新旧対照）

	旧	新
計画期間	平成28年7月まで	平成39年3月まで
処理スケジュール	(JESCO豊田：高圧トランス等) ・処理完了 平成27年3月 ・事業完了 平成28年3月	(JESCO豊田：高圧トランス等) ・計画的処理完了期限 平成35年3月 ・事業終了準備期間 平成38年3月
		(JESCO北九州：安定器等) ・計画的処理完了期限 平成34年3月 ・事業終了準備期間 平成36年3月
		(微量PCB汚染廃電気機器等) ・無害化施設による処理 平成39年3月
PCB廃棄物の保管量、発生量及び処分量	・高圧トランス等 ・その他PCB廃棄物等 ・柱上トランス（中部電力保有）	・高圧トランス等 ・安定器等・汚染物 ・微量PCB汚染廃電気機器等
PCB廃棄物の処理体制	・JESCO豊田での高圧トランス等の処理 ・安定器等・汚染物の処理体制は今後確立 ・中部電力による柱上トランスの処理	・JESCO豊田での高圧トランス等の処理 ・安定器等・汚染物はJESCO北九州で処理 ・中部電力による柱上トランス及び大型機器の処理 ・微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制の確立
PCB廃棄物の処理の推進	・国との連携で、未処理のPCB含有機器及び使用中のPCB含有機器の期限内処分を指導	・国との連携で、未処理のPCB含有機器の調査方法等を検討 ・使用中のPCB含有機器の期限内処分を指導